

(公印・契印省略)

諮問第1268号
令和7年6月23日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮問書

赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合（代表理事 米須 盛和）から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第1項の規定に基づき信書便約款の変更の認可の申請があった。申請の概要は別紙1のとおりである。

当該申請について審査した結果は、別紙2のとおりであり、同条第2項に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

信書便約款の変更の認可申請の概要

赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合から、信書便約款の変更の認可申請があった。

【変更内容】標準信書便約款の記載に合わせて以下の規定を変更するもの

- ・提供区域、料金等の掲示方法について、ウェブサイトへの掲載の追加
- ・延滞料の規定の追加

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者	赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合 (平成 19 年 11 月 12 日許可・ 1号、2号、3号役務)	
1 役務の名称及び内容	—	
2 引受けの条件	提供区域、料金等の掲示方法について、 標準信書便約款の記載に合わせ、 ウェブサイトへの掲載の追加	
(1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品	—	
(2) 大きさ及び重量の制限	—	
(3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装	—	
(4) 宛名は、送り状を外装に張付け又は信書便物の表面に記載	—	
引受けの場所	(5) 営業所等	—
	差出人指定の場所	—
	あらかじめ差出人との間で定めた場所	—
(6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披	—	
3 配達の条件（誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達等）	—	
4 転送及び還付の条件		
(1) 転送は届出から一年以内に限り速やかに転送（転送範囲は提供区域内）等	—	
(2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から還付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等	—	
5 送達日数		
【1号・3号役務】	—	

	① 配達予定日の記載がある場合：当該配達予定日 ② 配達予定日の記載がない場合：最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日（離島等の場合は相当の日数を経過した日）	
	【2号役務】 差出時から3時間以内	—
6	料金の収受及び払戻しの方法	標準信書便約款の記載に合わせた延滞料の規定の追加
	(1) 収受の方法	引受時 — 配達時（受取人払） — 後払 — 前金払又は概算払 — クレジットカード払い —
	(2) 払戻しの方法	差出人への持参等 —
7	送達責任の始期及び終期	
	(1) 始期	差し出されたとき —
	(2) 終期	受取人への引渡（同居人、管理者等を含む） — 郵便受箱等への投函 — メール室への配達 —
8	損害賠償の条件	
	(1) 引受けから配達までの間に生じた信書便物の滅失等について損害賠償責任を負担（ただし自己／使用者の無過失を証明した場合はこの限りでない）	—
	(2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責	—
	(3) 責任限度額を上限として損傷の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意／重過失により生じた場合には一切の損害を賠償	—
	(4) 損害に関する責任は、受取後1年以内に裁判上の請求をしなければ消滅し、この期間は損害発生後に限り合意により延長可能（損傷については、受取後14日以内に通知が必要）	—
9	その他信書便約款の内容として必要な事項	
	協定等に係る役務の責任に関する事項	—

その他、条ずれ等の軽微な変更

信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要

赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合からの信書便約款の変更の認可申請について審査した結果の概要は以下のとおりであり、法第 33 条第 2 項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(法第 33 条第 2 項第 1 号)

条件等	審査概要	適否
役務の名称及び内容	従前と同様であり変更はない。	—
引受け	提供区域、料金等の掲示方法について、標準信書便約款の記載に合わせ、ウェブサイトへの掲載を追加するものであり、適正かつ明確に定められている。	適
配達	従前と同様であり変更はない。	—
転送・還付	従前と同様であり変更はない。	—
送達日数	従前と同様であり変更はない。	—
料金の收受・払戻し	標準信書便約款の記載に合わせ、延滞料の規定が明確に規定されており、かつ、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 9 条に抵触しないものであると認められる。	適
送達責任	従前と同様であり変更はない。	—
損害賠償	従前と同様であり変更はない。	—
その他	従前と同様であり変更はない。	—

- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(法第 33 条第 2 項第 2 号)

条件等	審査概要	適否
差別的取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適

信書便約款の変更

新旧対照

下線部分が変更部分

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条—第三条)</p> <p>第二章 信書便物の引受け (第四条—<u>第十五条</u>)</p> <p>第三章 信書便物の配達 (<u>第十六条—第二十三条</u>)</p> <p>第四章 指図 (<u>第二十四条・第二十五条</u>)</p> <p>第五章 事故 (<u>第二十六条—第二十八条</u>)</p> <p>第六章 責任 (<u>第二十九条—第三十八条</u>)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(役務の名称及び内容)</p> <p>第二条 1 (略)</p> <p>2 当組合が提供する特定信書便役務の提供区域は、当組合の営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲載します。</u></p> <p>(契約の成立時期及び適用規定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第二章 信書便物の引受け</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条—第三条)</p> <p>第二章 信書便物の引受け (第四条—<u>第十四条</u>)</p> <p>第三章 信書便物の配達 (<u>第十五条—第二十二条</u>)</p> <p>第四章 指図 (<u>第二十三条・第二十四条</u>)</p> <p>第五章 事故 (<u>第二十五条—第二十七条</u>)</p> <p>第六章 責任 (<u>第二十八条—第三十七条</u>)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(役務の名称及び内容)</p> <p>第二条 1 (略)</p> <p>2 当組合が提供する特定信書便役務の提供区域は、当組合の営業所の店頭に掲示します。</p> <p>(契約の成立時期及び適用規定)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第二章 信書便物の引受け</p>

<p>(受付日時)</p> <p>第四条 当組合は、受付日時を定め、当組合の営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲載</u>します。</p> <p>2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当組合の営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲載</u>します。</p> <p>第五条～第十二条 (略)</p> <p>第十三条 1 2 3 (略)</p> <p>4 前項の料金表は、当組合の営業所の店頭に掲示し、<u>又は当組合のウェブサイトに掲載</u>します。</p> <p><u>(延滞料)</u></p> <p>第十四条 当組合は、<u>信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当組合が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当組合が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払いを受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。</u></p> <p>(他の一般信書便事業者との協定等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>第三章 信書便物の配達 (信書便物の配達を行う日時)</p> <p>第十六条 (略)</p>	<p>(受付日時)</p> <p>第四条 当組合は、受付日時を定め、当組合の営業所の店頭に掲示します。</p> <p>2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当組合の営業所の店頭に掲示します。</p> <p>第五条～第十二条 (略)</p> <p>第十三条 1 2 3 (略)</p> <p>4 前項の料金表は、当組合の営業所の店頭に掲示します。</p> <p>(他の一般信書便事業者との協定等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>第三章 信書便物の配達 (信書便物の配達を行う日時)</p> <p>第十五条 (略)</p>
--	---

(配達の完了)

第十七条 (略)

(受取人等が不在の場合の措置)

第十八条 (略)

(誤配達の場合の措置)

第十九条 (略)

(転送)

第二十条 当組合は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当組合が営業所の店頭に掲示し、又は当組合のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当組合に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

2 (略)

(配達ができない場合の措置)

第二十一条 (略)

(約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い)

第二十二条 (略)

(配達の完了)

第十六条 (略)

(受取人等が不在の場合の措置)

第十七条 (略)

(誤配達の場合の措置)

第十八条 (略)

(転送)

第十九条 当組合は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当組合が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当組合に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

2 (略)

(配達ができない場合の措置)

第二十条 (略)

(約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い)

第二十一条 (略)

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十三条 1～3 (略)

4 当組合は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当組合は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

5 (略)

第四章 指図

(指図)

第二十四条 (略)

(指図に応じない場合)

第二十五条 (略)

第五章 事故

(事故の際の措置)

第二十六条 (略)

2 当組合は、信書便物に著しい損傷を発見したとき、又は信書便物の配達が第十六条に規定する配達予定日、配達予定日時若しくは信書便物が差し出された時から三時間を著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分に

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十二条 1～3 (略)

4 当組合は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当組合は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

5 (略)

第四章 指図

(指図)

第二十三条 (略)

(指図に応じない場合)

第二十四条 (略)

第五章 事故

(事故の際の措置)

第二十五条 (略)

2 当組合は、信書便物に著しいき損を発見したとき、又は信書便物の配達が第十五条に規定する配達予定日、配達予定日時若しくは信書便物が差し出された時から三時間を著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分に

<p>つき指図を求めます。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、<u>信書便物の損傷</u>又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当組合の負担とします。</p> <p>(危険品等の処分)</p> <p><u>第二十七条</u> (略)</p> <p>(事故証明書の発行)</p> <p><u>第二十八条</u> (略)</p> <p>2 当組合は、<u>信書便物の損傷</u>又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。</p> <p>第六章 責任</p> <p>(責任の始期)</p> <p><u>第二十九条</u> 信書便物の滅失又は<u>損傷</u>についての当組合の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。</p> <p>(責任と挙証)</p> <p><u>第三十条</u> 当組合は、信書便物の引受から配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは<u>損傷</u>し、若しくはその滅失若しくは<u>損傷</u>の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当組合が、自己又は使用人そ</p>	<p>つき指図を求めます。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、<u>信書便物のき損</u>又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当組合の負担とします。</p> <p>(危険品等の処分)</p> <p><u>第二十六条</u> (略)</p> <p>(事故証明書の発行)</p> <p><u>第二十七条</u> (略)</p> <p>2 当組合は、<u>信書便物のき損</u>又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。</p> <p>第六章 責任</p> <p>(責任の始期)</p> <p><u>第二十八条</u> 信書便物の滅失又は<u>き損</u>についての当組合の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。</p> <p>(責任と挙証)</p> <p><u>第二十九条</u> 当組合は、信書便物の引受から配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは<u>き損</u>し、若しくはその滅失若しくは<u>き損</u>の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当組合が、自己又は使用人</p>
---	---

その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十一条 当組合は、次の事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

一～八 (略)

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十二条 第六条により信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当組合は、その滅失、損傷又は遅延について責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当組合がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当組合は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず(第五条ただし書に規定する場合を除きます。)、かつ、当組合がその旨を知らなかった場合は、当組合は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十三条 信書便物の損傷についての当組合の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十条 当組合は、次の事由による信書便物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

一～八 (略)

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十一条 第六条により信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当組合は、その滅失、き損又は遅延について責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当組合がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当組合は、信書便物の滅失、き損又は遅延について責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず(第五条ただし書に規定する場合を除きます。)、かつ、当組合がその旨を知らなかった場合は、当組合は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又はき損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十二条 信書便物のき損についての当組合の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

<p>2 前項の規定は、当組合がその<u>損傷</u>による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p><u>第三十四条</u> (略)</p> <p>2 当組合は、信書便物の<u>損傷</u>による損害については、信書便物の価格を基準として<u>損傷</u>の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当組合は、信書便物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。</p> <p>一 <u>第十六条第一項</u>の場合 <u>第十八条</u>の不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。</p> <p>二 <u>第十六条第二項</u>の場合 その信書便物をその特定の日に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。</p> <p>三 <u>第十六条第三項</u>の場合 <u>第十八条</u>の不在連絡票による通知が信書便物が差し出された時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達が生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。</p> <p>5 信書便物の滅失又は<u>損傷</u>による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当組合は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p>	<p>2 前項の規定は、当組合がその損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。</p> <p>(損害賠償の額)</p> <p><u>第三十三条</u> (略)</p> <p>2 当組合は、信書便物の<u>き損</u>による損害については、信書便物の価格を基準として<u>き損</u>の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当組合は、信書便物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。</p> <p>一 <u>第十五条第一項</u>の場合 <u>第十七条</u>の不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。</p> <p>二 <u>第十五条第二項</u>の場合 その信書便物をその特定の日に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。</p> <p>三 <u>第十五条第三項</u>の場合 <u>第十七条</u>の不在連絡票による通知が信書便物が差し出された時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達が生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。</p> <p>5 信書便物の滅失又は<u>き損</u>による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当組合は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。</p>
--	--

<p>6 (略)</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p><u>第三十五条</u> 当組合は、天災その他やむを得ない事由又は当組合の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい<u>損傷</u>又は遅延（<u>第十六条第二項</u>又は<u>第三項</u>のみに限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当組合が料金を収受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第三十六条</u> (略)</p> <p>(他の一般信書便事業者との協定等の際の責任)</p> <p><u>第三十七条</u> (略)</p> <p>(差出人の賠償責任)</p> <p><u>第三十八条</u> (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>(料金の払戻し等)</p> <p><u>第三十四条</u> 当組合は、天災その他やむを得ない事由又は当組合の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい<u>き損</u>又は遅延（<u>第十五条第二項</u>又は<u>第三項</u>のみに限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当組合が料金を収受していないときは、これを請求しません。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第三十五条</u> (略)</p> <p>(他の一般信書便事業者との協定等の際の責任)</p> <p><u>第三十六条</u> (略)</p> <p>(差出人の賠償責任)</p> <p><u>第三十七条</u> (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 本約款は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。</p> <p>2 この改正規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から実施します。</p> <p><u>3 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 本約款は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。</p> <p>2 この改正規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から実施します。</p>